

## 施策名：経済協力

**施策目標：**開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献するとともに、こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く、見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。また、開発協力実施の大前提である国際協力事業関係者の安全確保に関し、平成28年8月に公表した国際協力事業安全対策会議の「最終報告」も踏まえ安全対策を着実に実施する。

### 過去3年間の取組の主な評価結果

国際社会が歴史的な転換期にあり、地球規模課題の深刻化、開発途上国の経済成長の減速と国内外の経済格差等複合的危機に直面している。こうした状況下、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献するため、開発協力大綱を軸とした開発協力の推進及び国民の理解促進・国際協力事業関係者の安全確保への取組をとおして、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献した。詳細具体的な取組としては以下のとおり。

#### 1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

- 自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の推進と連動し、第8回アフリカ開発会議（TICAD8）における質の高いインフラ投資推進の表明や「日ASEAN包括的連結性イニシアティブ」の発表等を行い、我が国の技術・知見を生かしたインフラ整備や技術協力等を通じ、各地域の連結性の向上を強化することで、「質の高い成長」に貢献した。
- 東南アジアでの「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」や、アフリカ地域でのABEイニシアティブ等の産業人材育成への協力取組を進めることで、「質の高い成長」を通じた貧困撲滅に貢献した。

#### 2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

- ラオス、カンボジアなどにおいて、法・司法制度改善の技術協力を継続的に実施することや、シーレーン沿岸国等に対して海上法執行機関等の保安能力強化に向けた技術協力を実施することで、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化に貢献した。
- ウクライナとその周辺国やパレスチナ、スーダンなどに対する国際機関等を通じた人道支援や、トンガやトルコなどへの緊急援助を行うことで、紛争や災害等により最も脆弱な立場にある人々を支援すると共に、社会安定化、平和構築に貢献した。特に、カンボジアの協力の下で実施された、ウクライナ政府職員に対する地雷探知機の訓練等の研修は、日本が長年実施してきた対カンボジア協力の成果として挙げられる。

#### 3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

- 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針に記載された優先分野の課題に取り組むとともに、令和5年12月にSDGs実施指針を改定し、地球規模課題への取組を率先した。
- 保健分野では、国際機関等への拠出や、G7広島サミットにおける議論の主導等を通じてユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進に貢献した。
- 気候変動分野では、二国間クレジット制度（JCM）を推進し、令和3～5年度で新たに12か国と協力覚書に署名し、令和5年度時点で29か国とJCMを構築し、気候変動への緩和策・適応策への支援に貢献した。

## 過去3年間の取組の主な評価結果（続）

### 4 連携の強化

- JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業の実施は、開発途上国の経済社会開発とともに、日本の民間企業の海外展開および我が国地方の活性化に貢献した。また、人材育成奨学計画（JDS）等の研修事業を通じ、我が国の大学研究機関等との連携が強化された。NGOの組織基盤強化に向けた支援に加え、NGOとの連携強化を通じ、国民参加機会の拡大に貢献した。
- JICA海外協力隊事業では、グローバル・プログラムを通じた地域活性化、地方創生等の取組や帰国後の国内社会還元の推進などにより、開発途上国だけでなく、日本国内の発展にも貢献した。
- 国際機関や主要ドナー等との戦略的・政策対話などを通じ、支援の相乗効果の実現を図るべく、グローバルな課題の解決に向けて積極的に貢献した。

### 5 国民の理解促進、開発協力の推進

開発協力に関する講座の継続に加え、アニメ、ドキュメンタリー、ドラマなど、キャラクターや著名人を活用した発信やX（旧Twitter）を活用した情報発信により、アウトリーチを拡大することで、国民の理解と支持を得ることに貢献した。

### 6 国際協力事業関係者の安全対策強化

国際情勢が大きく変化する中、平成28年8月に公表した「国際協力事業安全対策会議最終報告」の5項目記載の安全対策の着実な実施、特に、令和3年度から4年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、適切な安全対策を講じたことで、国際協力事業関係者の安全に対する意識や安全確保のための取り組みを強化・向上し、国際協力事業関係者の危機管理意識向上及び安全確保に貢献した。

## 評価結果を踏まえた次期施策目標

開発協力を通じ、開発途上国との対等なパートナーシップに基づき、開発途上国の開発課題や人類共通の地球規模課題の解決に共に対処する。それと同時に、我が国及び世界にとって望ましい国際環境を創出し、信頼に基づく対外関係の維持・強化を図りつつ、我が国と国民の平和と安全を確保し、経済成長を通じて更なる繁栄を実現するといった我が国の国益の実現に貢献する。

こうした目標達成に向け、(1) 平和と繁栄への貢献、(2) 新しい時代の「人間の安全保障」の推進、(3) 開発途上国との対話と協働を通じた社会的価値の共創、(4) 包摂性、透明性及び公正性に基づく国際的なルール・指針の普及と実践の主導、を基本方針として、民間企業をはじめとするパートナーとの連帯を強化し、様々な主体を巻き込んだ開発のプラットフォームを形成・活用し、ODAに係る幅広い資金源の拡大を目指しつつ、開発協力を推進していく。

加えて、開発協力の意義と成果について、分かりやすく丁寧に幅広い国民に説明し、その認知度・理解度を高めるべく積極的に取り組む。また、国際協力事業関係者の安全確保に引き続き努める。

予算額・執行額等	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施策の予算額・執行額等 (分担金・拠出金除く)	予算の状況	313,912	450,093	362,843	306,790
	執行額	313,419	448,658	362,150	
同(分担金・拠出金)	予算の状況	34,244	48,458	31,817	4,776
	執行額	35,103	48,458	31,863	

(注) 百万円単位。当初予算、補正予算、繰越し等を含む。

## 外部有識者の所見(概要)

- 本施策の評価結果は、政策評価というより、具体的なプログラム評価の印象が強い記述となっており、日本の経済協力としてどちらに向かっているか、それについて成果が上がったかについて包括的評価があってもいいのではないか。
- 開発協力大綱の改訂で、複合的危機にみまわれる国際社会と新興ドナーの台頭という国際環境において、価値観の相違を乗り越えて開発協力を推進する方針が明確化された。開発協力の目的も「平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献」と「国益の実現に貢献」の双方が記載されたことは高く評価。
- 経済協力の鍵概念となっている「共創」は日本の開発協力をリードする重要な理念となり、途上国を中核に置きつつ、民間企業・公的金融機関・他ドナー(南南協力含む)・国際/地域機関・市民社会等が、協働によって解決策を共に創り出す考え方で、一方的な押し付けをしない、包摂性の追求が掲げられていることも高評価。
- 日本は国際公約としてODAをGNI比0.7%とする目標を念頭に置くとしながら、開発協力ファイナンスの全体規模をどうすれば、以上のような方針を推進できるか、という論点が十分ではない。共創の基盤はファイナンスの規模であり、政府系資金・民間資金の総動員が必要。

## 外部有識者の所見（概要）（続）

- SDGsは当初の予定からであれば残り5年となるが、継続は当然のこととして、高い訴求効果が果たされてきたところ、日本としてどのような形で次につながる総括を示すのかについて検討していくべき。
- OECD/DACへの働きかけについては高く評価される。
- ODA大綱が開発協力大綱に名称を変更した背景としては、安全保障や国際平和協力の関係等もあるが、途上国の開発・支援にODA以外のツールの重要性も高まってきたことも指摘されている。このような観点に加えて、ODA予算の大幅な増額は困難な状況が続いていることも踏まえると、本施策の目標4で取り上げられたJICA・中小企業を含む民間企業・地方・NGO・大学・研究機関等や国民といった日本の幅広い関係主体との互恵的な連携の強化は、本施策の推進において重要であり、本評価対象期間中の関係する様々な取組は評価できる。今後も日本からの経済協力が効果的に一層推進されていくためにも、また地方の活性化や日本国内の発展に一層裨益していくためにも、上記のような取組を継続し可能な面では更に強化していくことが期待される。
- 個別分野4は、JICAやN連事業等の取組に対するプログラム評価となっているが、経済協力政策決定機関である外務省として、国民参加機会の拡大の取組の方向性や成果についての包括的評価があってもいいのではないか。
- 「開発協力に関する講座の継続に加え、アニメ、ドキュメンタリー、ドラマなど、キャラクターや著名人を活用した発信 や X（旧 Twitter）を活用した情報発信により、アウトリーチを拡大することで、国民の理解と支持を得ることに貢献した。」とあるが、具体的にどの程度の訴求効果があるのか、従来と比較してどの程度の国民理解の促進が得られたかなどを説明すべき。
- 広報に関する新たな取組や工夫については積極的に評価したい。
- 取組が施策の目標の実現に『貢献した』と記載する場合には、明確な根拠を提示すべきではないか。
- 高度に政治化された環境下とはいえ、UNRWAへの支援を一時中断したことの是非について、人権面からどのような評価がなされたのだろうか。省内の評価を知りたかった。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ等を使用した。